地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月15日

日立市監査委員 橋 本 仁 一

百 吉田修一

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

監査の種別	団体名
財政援助団体監査	公益財団法人 日立市スポーツ
	協会
公の施設(市民運動公園)の指定管理者監	日立市スポーツ協会・ミズノグ
査	ループ
公の施設(十王市民広場、高鈴少年広場、	公益財団法人 日立市スポーツ
じゅうおう市民プール、日立武道館、多賀	協会
武道館、折笠スポーツ広場、諏訪スポーツ	
広場、十王スポーツ広場、河原子北浜スポ	
ーツ広場、中里スポーツ広場、会瀬スポー	
ツ広場及び久慈サンピア日立スポーツセン	
ター)の指定管理者監査	

2 監査の着眼点

(1) 財政援助に係る出納その他の事務

ア 対象団体

- (ア) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

イ 所管課

- (ア) 補助金の手続等は適正に行われているか。
- (イ) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

ア 対象団体

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

イ所管課

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を 行っているか。

3 監査の実施内容

(1) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年12月31日まで

(2) 実施期間

令和7年1月14日から令和7年3月24日まで

(3) 実施方法

関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

4 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以 上